報　道　資　料

平成20年1月22日
中国電力株式会社

本社部門組織再編成等について

当社は，発電設備に係る一連の不適切事案の発生を教訓とし，昨年2月，「企業再生プロジェクト」および「中国電力アドバイザリーボード」を設置して，信頼回復・企業再生に向けた「企業再生プログラム」の検討・実施を進めてまいりました。

その一環として，昨年6月，経営の透明性・客観性の確保や経営の効率性向上などの観点から，経営機構改革を一部先行実施しました。（平成19年4月27日発表済）

その際，平成20年に向けた検討課題としていた本社部門の組織再編成等について，このたび，2月1日付けで実施することとしました。

なお，これにより，不適切事案の再発防止対策として掲げた全ての項目について，具体策の検討を終え，実施段階に移行することとなります。（別紙3参照）

また，「企業再生プロジェクト」は1月末で解散しますが，信頼回復・企業再生の総括業務等については，新設する「コンプライアンス推進部門」に継承し，引き続き社員ひとり一人の意識・企業風土に「コンプライアンス最優先」の考え方が根付くよう取り組んでまいります。

1. 本社部門の組織再編成について（別紙1参照）

（1）CSR推進部門の再編・充実

CSR推進部門を2つの組織に再編し，コンプライアンス最優先の経営を柱とする当社グループのCSR推進活動を更に強化します。

a. コンプライアンス推進部門の新設

昨年6月に配置した「コンプライアンス推進・危機管理」を担当する副社長の役割を支えるため，コンプライアンス，リスク管理および法務等の業務を分掌する部門を新設します。

b. 広報・環境部門の編成

CSR推進部門が担ってきた一部業務を上記新組織に移管し，広報，環境およびCSR推進の総括業務を分掌する「広報・環境部門」を編成します。

広報・環境部門においては，お客さま，地域社会の要請を確実に把握し，当社グループのCSR推進活動に的確に反映するよう努めます。

（2）事業本部の責任体制の強化

事業支援部門の立地，土木など，事業本部と一体性の強い業務を事業本部に組み込んで，事業本部内で業務を完結させることにより責任体制を強化します。

a. 電源事業本部の原子力開発・運用等に関する責任体制の強化

原子力の開発・運用に関わる立地，原子力土木，原子力建築，環境影響調査等の業務を電源事業本部に組み込み，責任体制を強化します。

b. 流通事業本部の水力発電設備の運用・管理に関する責任体制の強化

水力発電設備の運用・管理に関わる水力土木，送変電土木等の業務を流通事業本部に組み込み，責任体制を強化します。

2. 内部統制機能の強化について

一連の不適切事案に対する再発防止対策の柱である「不正をさせない業務運営」の実現に向けて，次のとおり内部チェック体制の充実を図ります。

（1）法務審査機能の強化（コンプライアンス推進部門関係）

法的リスクを予防する観点から，取締役会・経営会議に付議する重要法的案件に対する事前審査を義務付けるなど，法務審査機能を強化します。

（2）内部監査機能の強化（考査部門関係）

内部監査の実効性を一層高めていくため，①経営の視点に立った監査，②設備保安に関する監査，③財務報告に係る内部統制に関する監査，④関係会社に対する監査を強化します。

3. 原子力品質保証活動に係る組織編成について （別紙2参照）

再発防止対策の中で実施している品質マネジメントシステム（QMS）高度化の一環として，原子力関係組織が統一的なQMSの下で品質保証活動が実施できるよう，品質保証活動を総括する機能を持った新組織を電源事業本部に設置します。

4. 地域協力体制の強化について

今回の再編成にあわせ，地域に根ざした企業グループとして，地域社会の発展に貢献する観点から，地方自治体などが進める企業立地活動を積極的に支援する専任組織を経営企画部門に新規設置し，各県に設置している支社と一体となって活動し，地方自治体等との連携強化を図ります。

＜2月1日付けで実施するその他の主な組織改正＞

・流通技術センターの設置

技術力の継承・強化を目的とし，送変電関係の設備増強工事や大規模改修工事，設備保全の充実に向けた技術検討などを専門的に行う「流通技術センター」を設置。

・島根原子力本部の設置（平成19年11月9日発表済）

島根原子力発電所と島根原子力建設所を統括する「島根原子力本部」を設置。

・営業拠点の見直し（平成19年6月26日発表済）

以下の8営業拠点について，近隣の営業所に統合。

（笠岡・府中・三原・防府の各営業所，玉野・庄原・広島東・広島西の各サービスセンター）

【添付資料】

別紙1：本社部門組織再編成の概要[PDF:228KB]

別紙2：原子力品質保証活動に係る組織編成の概要[PDF:205KB]

別紙3：信頼回復・企業再生に向けた取組みの概要[PDF:248KB]

以上

別紙１

本社部門組織再編成の概要

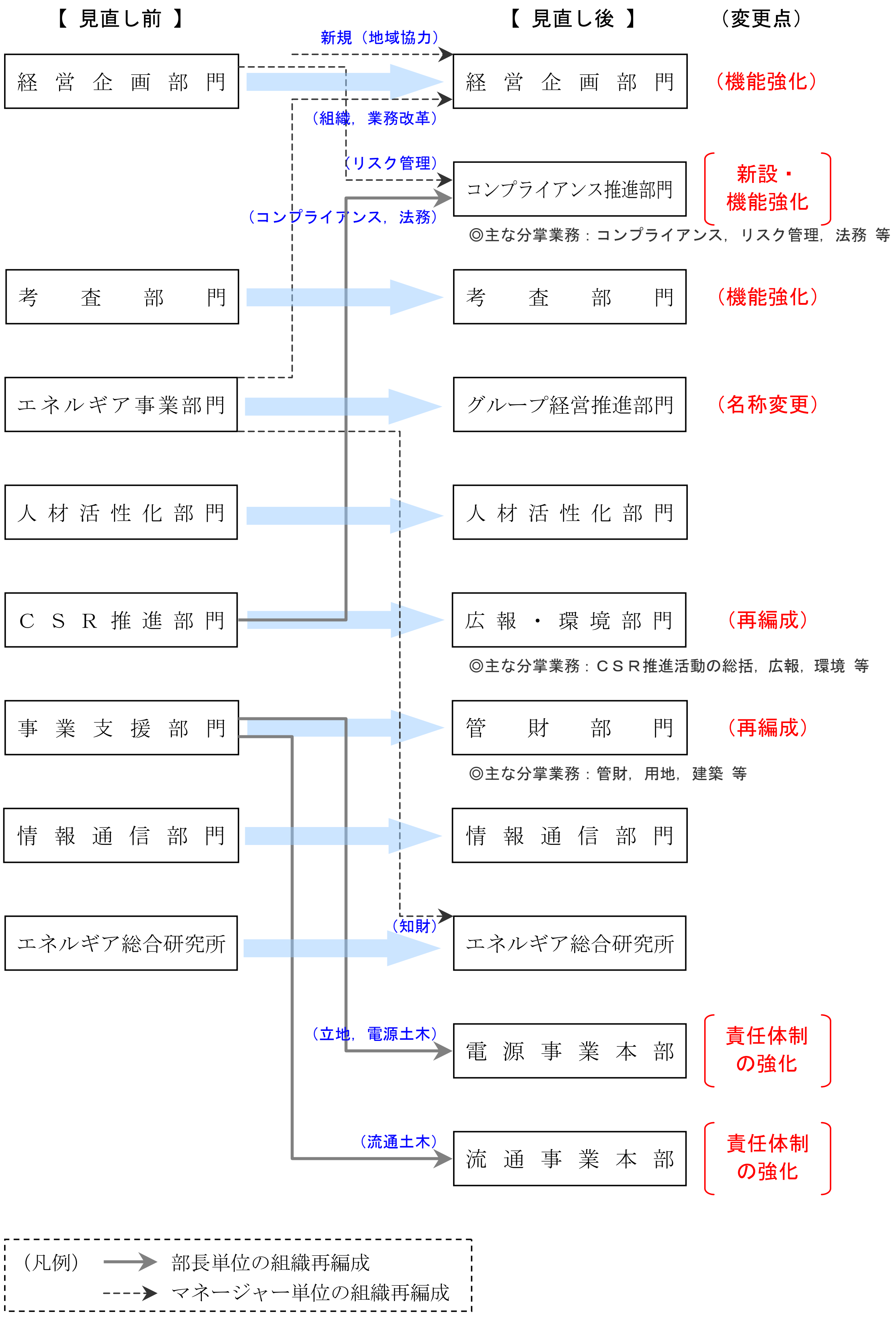

別紙２

原子力品質保証活動に係る組織編成の概要

不適切事案の再発防止対策に係る原子力部門の組織見直しを，２月１日付けで次のとおり実施します。

○品質保証活動に係る組織編成の概要

・　電源事業本部に新たに原子力品質保証を担当する部長を置き，組織を設置することとします。

・　この組織新設により，原子力関係組織の連携強化となり，島根原子力発電所の保安活動や島根原子力建設所の建設活動などの品質保証活動を，統一された品質マネジメントシステム（ＱＭＳ）の下で管理運営することになるため，ＱＭＳの継続的，実効的改善が図れます。

【原子力品質保証に係る組織編成】

（現在の組織）

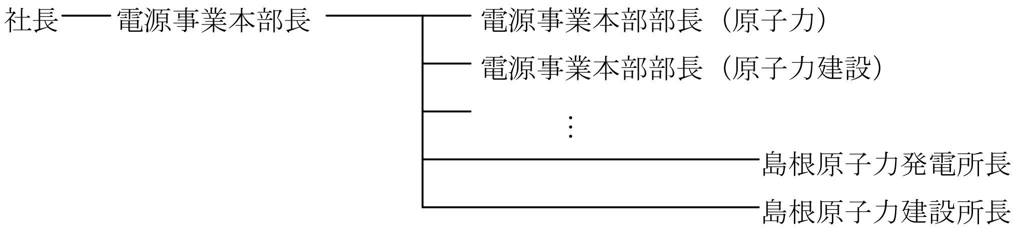

（設置後の組織）

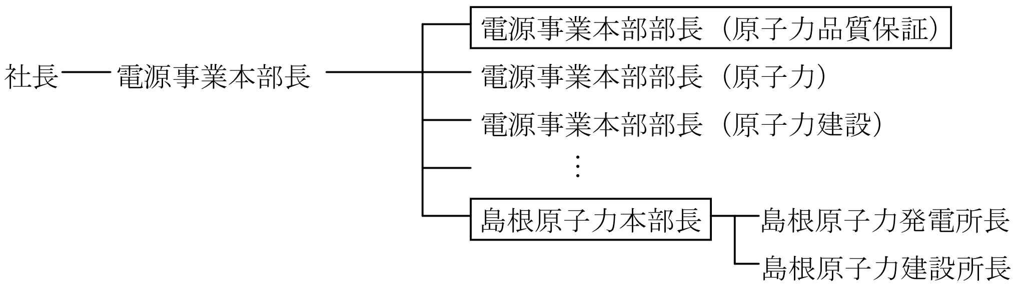

なお，電源事業本部（原子力品質保証）の設置については，原子力保安に関する組織の変更であるため，昨年１２月２０日に経済産業省に対し，「島根原子力発電所原子炉施設保安規定」の変更認可申請を行い，本年１月２１日に認可を受けました。

以　上

信頼回復・企業再生に向けた取組み（全社共通施策）の概要

実施施策（全社共通施策）				実施時期	施策の概要
不正をしない意識・正す姿勢	コンプライアンス最優先の徹底		コンプライアンス経営推進宣言	19年 6月	・「コンプライアンス最優先」の表明および日々実践すべき「３つの行動」の明示 ・役員および各組織のリーダーが誓約書に署名。コンプライアンス経営の率先垂範を誓約
			企業倫理委員会の機能強化		・取締役会の諮問機関として位置付け，広くお客さまや地域社会からの社会的要請を受信し，事業運営に反映 ・客観性・透明性向上のため社外委員を３名に増員するとともに議事概要を公開
			コンプライアンス強調月間の設定	19年 11月	・11月を強調月間として設定。コンプライアンスに対する意識を喚起し，重要性認識を向上（H20年度以降も継続実施）
			コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり		・一連の不適切事案から得た教訓を改めて認識するための「風化防止ビデオ」を制作・放映 ・企業倫理綱領と３つの行動を記載した「行動規範カード」を全社員に配布し，これらを常に意識した行動の実践を促進
	コンプライアンス教育の充実		経営層等を対象とした研修の充実	19年 6月～	・「経営層向け研修」（6,7,11月），「ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進責任者研修」（6,10月）を実施し，不正をしない意識・正す姿勢を強化
			職場展開のための研修の充実		・「コンプライアンス推進役研修」（6,10月）を実施。推進役の研修スキル向上により，各職場での研修効果を向上 ・全社員を対象とした「ｅラーニング」（11～1月）により，企業倫理綱領に定める行動規範等の理解を促進 ・各職場において，話し合い研修（「不適切事案等を題材とした事例研修」または「業務と社会との係わりを考える研修」）を実施。日常業務の中で取るべき行動についての共通認識や社内の論理に捕われない意識を醸成
不正を隠さない仕組み・企業風土づくり	不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり		内部通報制度の充実	19年 7月	・「社外相談窓口」を設置するとともに，匿名での相談・通報を可能とし，より言い出しやすい仕組みに見直し
			隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり	20年 1月	・隠さずに言い出そうとする意識を促すため，「懲戒処分における判断要素（自発的申告等）」の明文化等を実施
			不具合等が発生した場合の対応方法の明確化	19年 6月	・「危機管理規程」を制定 ・不具合等に関する情報を共有化するとともに，検索・参照できるシステム（全社事故情報検索システム）も作成・運用
			業務点検を行う機会の設定	19年 11月	・各職場において「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性の確認」を実施。ルールが実態に合っているかという視点から業務の適切性を考えるとともに，ルールの必要性・妥当性への理解促進やルール見直しにより逸脱を未然防止（H20年度以降も継続実施）
	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり		本社による現業機関へのサポートの強化	20年 2月	・現業機関が本社に気軽に相談し，問題解決等が図られるよう，各組織の相談窓口を明確化し，機能を強化 ・役員が事業所を訪問（11月，65事業所）し，コンプライアンスの重要性等に関する思いを伝えるとともに，意見交換を行うことで本社と現業機関の交流を促進
			職場でのコミュニケーションの充実	19年 11月	・職場実態・社員意識調査（6月実施）の結果を各職場において説明し，自職場におけるコンプライアンス意識やコミュニケーションの現状についての認識を共有化
	部門相互の人事交流の推進		部門の枠を越えた人事交流の推進	20年 2月	・事業本部，部門相互の枠を超えた人事交流の推進等を織り込んだ人事異動方針を策定し（9月），それに基づく異動を実施予定
不正をさせない業務運営	経営機構改革	経営機構の改革	監督と執行の明確化（会長と社長の役割分担）	19年 6月	・会長は取締役会議長として経営の監視・監督を重点的に担い，社長は業務執行の最高責任者として業務執行全般を担いつつ，経営方針の実現と経営目標の達成に責任を負うという役割を明確化
			取締役会の機能強化		・「取締役員数の削減」，「取締役任期の短縮」により，経営の意思決定・監督機能を強化し，経営の透明性・客観性の向上を図るとともに，取締役の経営責任を明確化
			業務執行機能の強化		・全社横断的な業務を執行する副社長（具体的には「コンプライアンス・危機管理」，「経営監査・人材育成」を担当）を配置し，内部統制機能および社長の業務執行の補佐機能を強化 ・「執行役員制を導入」し，経営の効率化を図るとともに，執行責任を明確化
			第三者の視点の効果的活用	20年 2月	・社外取締役，社外監査役および会長・社長で構成する「報酬委員会を新設」し，経営の透明性・客観性を向上
			本社部門組織の再編成		・コンプライアンス最優先の経営の実現と内部統制機能の更なる強化を図るため，「ＣＳＲ推進部門の再編・機能強化（コンプライアンス推進部門の新設）」「事業本部の責任体制の強化」を実施
	内部チェック体制の充実		本社のリーガルチェック機能の充実・強化		・法的リスクを予防する観点から，取締役会・経営会議に付議する重要法的案件に対する事前審査を義務付けるなど，法務審査機能を強化
			内部監査体制の充実		・内部監査の実効性を一層高めていくため，①経営の視点に立った監査，②設備保安に関する監査，③財務報告に係る内部統制に関する監査，④関係会社に対する監査を強化
	保安確保の徹底		保安規程の変更	19年 7月	・国の変更命令に基づく変更を届出
			電気事業法施行規則の改正に伴う変更	19年 10月	・「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」の改正に基づく届出を行うとともに，社内規程等に反映

※上記施策以外に，各事業本部・部門ごとの業務実態に応じた各種施策（42項目）を実施。